

福岡県犯罪被害者等支援条例

福岡県議会事務局政策企画支援室

福岡県は議員提案による福岡県犯罪被害者等支援条例を制定した（条例第34号として、平成30年3月30日公布、一部を除き同日から施行）。

殺人事件の遺族や傷害事件の被害者が損害賠償請求訴訟を起こす際の支援策などを盛り込んでおり、損害賠償請求の援助等の訴訟支援を条例で定めたのは都道府県で初となる。

1 はじめに

当県では、残念ながらその件数や発生率において全国でも上位にある暴力団犯罪、飲酒運転及び性犯罪を「三大悪」と捉え、「暴力団排除条例」や「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を制定するなど、県警察本部と県民の安全安心に関わる部局が連携し、これら犯罪の抑止に向けた取組を進めているところです。しかし、同時に、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の理念や地方公共団体に課された責務を踏まえて、政令市である福岡市及び北九州市と共同で総合相談窓口を設置す

るなど、不幸にして犯罪の被害者となった方やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援にも取り組んできました。

そして、この取組を更に深め、総合的かつ計画的に進めるため、平成30年2月定例会において、基本法を敷衍し、また、補完する趣旨の「福岡県犯罪被害者等支援条例」が議員提案され、可決・成立しました。

2 条例制定に至った背景と経緯

どれだけ防犯の取組を行っても、全ての犯罪を根絶することは現実には不可能です。そして、犯罪被害者等は、財産を奪われ、傷害を負い、家族を失うといった直接的な被害だ

けではなく、被害後の心身の不調や治療費等の経済的負担に苦しむだけではなく、無理解や偏見に基づく周囲の心無い言葉やインターネット等で拡散される誹謗中傷、被害者の実名や住所、家族の姿まで公にする一部マスコミの過剰な報道等によって更に傷つくという二次的被害を受けることさえ少なくありません。このような事態は、人権侵害以外のなものでもなく、犯罪被害者等の被害の早期回復又は軽減とその生活の再建を支援し、二次的被害を生じさせない地域社会でなければ、県民は、安心して暮らすことはできません。そこで、このような犯罪被害者等の支援のための仕組みづくりが求められていたというの

が、基本法や本条例制定の背景です。

次に、当県議会が本条例の制定に取り組むこととなった直接の契機は、平成29年6月に「犯罪被害者の支援に関する条例」の制定に関する要望書が犯罪被害者遺族や弁護士有志で構成された団体から議長に提出されたことにあります。要望書では、基本法は理念法であって、これを具体化する取組が求められるとともに、長期的に続く犯罪被害の影響に対する継続的な支援を行える体制が必要であるが、当県の現状では施策も体制も不十分であることや、設置された県の総合窓口（福岡犯罪被害者総合サポートセンター）も県民の認知度が低い（約7割が不知）ことを指摘して、条例の制定が求められていました。なお、この要望が提出された時点で、犯罪被害者の支援に特化した都道府県レベルの条例は、9つの県が制定していました。

この要望を受け、議長から、地方自治法第100条第12項に規定された議案審査等のための協議・調整の場として県議会に常設されている「議員提案政策条例検討会議」（主要4会派から選出された8名の委員と座長で構成）に本条例の制定に向けた調査・検討が諮問されたことから、同会議では、11回に及ぶ審議を重ね、また、学識経験者や犯罪被害者の支援に取り組んでいる民間団体からの意見

聴取、県警察本部や所管の執行部（関係各課）との意見交換等を経て取りまとめた条例素案について、更に関係団体や県弁護士会に意見照会を行うとともに、パブリックコメントも実施されました。そこで提出された様々な意見を踏まえ所要の修正が加えられた条例案が議長に報告され、議員提案に至った次第です。

3 条例の内容

（1）基本理念と責務

全24条からなる本条例は、「犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与すること」を目的とし、基本理念（第3条）を次のように定めています。

一 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

二 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が

犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。

三 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

四 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。

以上の4項目です。

本条例は、続けて、この基本理念の下で、犯罪被害者等の支援に積極的な役割を果たすべき主体である県、市町村及び民間支援団体の責務又は役割とともに、個々の県民や事業者が果たすべき責務を規定しています。

基本法では、地方公共団体共通の責務として「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支

援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定していますが、本条例では、県と市町村の役割分担を明確に規定しています。

まず、県は、犯罪被害者等支援の最終的な責任主体であり、また、いわばコーディネーターとして、「国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。」とし（第4条）、一方、市町村については「地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。」（第7条第1項）と定めるとともに、一般の市町村が専門的知識や経験を要する犯罪被害者支援の体制を独自に備えることは困難であることを踏まえ、「県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。」（同条第2項）との規定も置いています。

県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努める」（第8条）ことです。犯罪被害者や弁護士、臨床心理士等で構成された様々な民間支援団体がありますが、代表的なものは、現在、前述の犯罪被害者総合サポートセンターの運営を委託している公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターであり、同法人は、本県の取組の実質的な中心であり、全国でも最先端と言ってよい活動を続けられています。

一方、一般県民には「基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努める」（第5条）ことを責務としてお願いし、県内の事業者には、県民と同様に犯罪被害者支援の必要性への理解と県の施策への協力を求めるとともに、「事業活動を行うに当たって」二次的被害を生じさせないよう十分配慮するよう求めています（第6条）。雇用管理者として職場で犯罪被害者たる従業員に二次的被害を発生させないことはもちろんですが、取引先の関係者等に対しても、自ら二次的被害を発生させるような行動をせず、従業員にもさせないことを求める趣旨です。

このように、県民や事業者に、この問題への理解を求める以上、広報、啓発、教育は不可欠であり、本条例は、この点について「県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。」（第21条）としています。

（2）県の具体的な役割

前述の県、市町村、民間支援団体間の基本的な役割分担の下で、県が果たすべき具体的な役割を次のように規定しています。

（総合的支援体制の整備）

第9条 県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。

3 (略)

現在設置されている福岡犯罪被害者総合サポートセンターは、本条第1項に基づく体制として位置付けられることになり、その継続的・安定的活動が、本条例で担保されることになります。また、犯罪被害者は身近な市町村に対して支援を求められる場合があります。したがって、市町村の相談窓口も県のホームページ等で明らかにし、県と市町村の担当部局が連携することにより、どの窓口を訪問された場合でも同レベルの支援を受けられるようにするというのが、本条第2項の趣旨です。第1項で求めている体制整備は、このような連携体制です。

この相談窓口でどのような支援を受けられるか、また、その手続等を説明することになります。具体的な支援のメニューは、本条例に書き込むのではなく、別途、知事が関係者の意見を聞いて定める「支援計画」で公表されます。

第10条 知事は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

この支援計画を定めるに当たっては、議会の議決を経るものとして議会の関与を担保しています。この点は、議員提案条例ならでは、本条例の特色と言ってよいと思います。なお、この計画に従い、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況は、毎年度、知事が公表することとしています（第10条）。また、この支援計画に実効性を持たせるため、県が、「この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」（第12条）ことを求めています。

(3) 基本的な施策

もちろん、犯罪被害者が受けることができる支援の内容を全て支援計画に委任することはできませんから、犯罪被害者が最低限必要とし、県が実施すべき基本的な支援施策は、本条例に規定しており、以下8箇条は、本条例の中核ともいえる規定です。これらの規定を見れば、犯罪被害者がどのような問題を抱

えているかが明らかになります。なお、これらの施策も、具体的な内容は、やはり、支援計画に定めることとしています。

① 相談及び情報の提供等（第13条）

県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしています。

なお、県が、これらの相談、情報の提供、助言のため必要があると認めるときは、法律、保健医療等の専門家等を紹介又は派遣できるようにすることも求めています。

② 損害賠償請求の援助（第14条）

都道府県レベルの条例としては、初めての規定と思われます。犯罪によって生命を失う、身体に障害が残る等の回復しがたい損害が発生した時は、当然、民事訴訟によって、その賠償を求めることができ、（損害額は別として）勝訴判決が得られます。しかし、加害者に支払の意思がなく、財産の所在も不明な場合は、現実には、請求権の実現は困難です。実際、弁護士会の調査では損害賠償金の回収率は、殺人で3%程度、治療費程度のももの

含み、量刑を軽くするため支払に応じる事例もあるため比較的高くなる傾向がある傷害でも70%程度となっております。しかも、支払がなく時効を迎えてしまうと、時効の中断のために、再度、訴訟を提起することが必要になります。いずれにしても、多額の訴訟費用がかかることがネックになっていきます。

そこで、本条では、法務サービスの提供や訴訟費用の一部を支援すること等も視野に入れて「県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

③ 経済的負担の軽減（第15条）

犯罪被害者は、被害に起因して、医療費や訴訟費用、転居費用などの様々な経済的負担に苦しんでいます。そこで、本条では、医療費等の公的支援制度や訴訟費用の法テラスその他の利用可能な県や市町村の制度について、県が情報の提供及び助言その他の施策を講ずるよう求めています。

④ 心理的外傷等の回復（第16条）

犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずることを求めています。なお、子供の犯罪被害者等が学校に通い、又は施設に入所しているときは、そばに守ってくれる家族はおらず、一人で心理的外傷等と闘わなければなりません。そこで、学校又は施設等の管理者に、当該犯罪被害者等の発達段階に応じた特別の配慮を行うことを求めるとともに、どのように配慮すればよいか、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策の実施を県に義務付けています。

⑤ 安全の確保（第17条）

犯罪被害者等は、加害者の逮捕に関与したこと等による報復等を恐れ、実際に報復された事例もあります。そこで、本条は、県に、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するための特別の配慮や個人情報の適切な取扱いを求めています。

⑥ 居住の安定等（第18条）

犯罪被害者等は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となる場合があります。そこで、県に県営住宅への優先入居や一時的な利用のための住居の提供等を求めています。

⑦ 雇用の安定等（第19条）

犯罪被害者等の状況や支援に対する職場の理解がない場合、そこで働き続けることが困難になる場合があります。そこで、本条は、雇用の安定と職場における二次的被害防止に関する事業者の理解を深める措置を県に義務付けています。事業者の責務（第6条）と表裏をなす規定です。

⑧ 日常生活の支援（第20条）

犯罪被害者の通院や介護のため、被害者自身や家族の日常生活には多大な困難が発生します。そこで本条は、県に、既存の制度の活用も含めて病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助等を行うよう求めています。

以上のような支援施策を実施していくためには、犯罪被害者等の支援に関する十分な理解と知識・経験を有する人材が必要です。そこで、県に、人材育成のための研修の実施等（第22条）を求め、また、支援施策の実施において重要な役割を担う民間支援団体に対す

る支援を行うことを求めています（第23条）。最後に、この条例の運用上、個人情報等の適切な管理が極めて重要となることから、知事等執行機関に「犯罪被害者等及び関係者の個人情報等の取扱い方法等」を定め、職員に遵守させること及び連携協力のため市町村、民間支援団体等の職員等に個人情報を提供するときも同様とすることを規定しています（第25条）。

4 条例に基づく取組

この条例は、公布の日から施行されましたが、具体的な施策に関する規定は平成31年4月1日から施行することとし、この間に犯罪被害者等の支援に関わる関係機関や団体によって構成された「福岡県犯罪被害者支援協議会」において支援計画の内容が検討され、その提言を踏まえて作成された支援計画案が平成30年12月議会に付議され、その承認を得て、同月、決定・公表されました。

5 おわりに（課題と今後の展望）

支援計画は策定されたばかりであり、今後、計画に基づく予算措置等を経て、具体的な施策が実施されていくこととなります。本条例と支援計画に対する犯罪被害者等や支援者の期待と今後の施策の実施状況に対する議会の

関心は大変大きなものがあります。しかし、中には多額の財政負担を伴う支援施策もあり、その実施については県民の理解が不可欠です。したがって、県民の理解の深まりに依りて、段階的に支援を進めていくことも必要と思われれます。今後、本条例で義務付けられた施策の実施状況の報告を慎重に見守り、常

に、計画の見直しについて議論をしていただく必要があると考えています

犯罪被害者等支援施策の推進体制

